

別紙 1

会計・税務等支援および税務申告業務委託仕様書

(1) 会計補助業務

①月 1 回行う業務

- ・月次決算資料の検証
- ・会計伝票およびデータが、企業会計原則、地方独立行政法人会計基準、県立大学会計規程等に照らして、洩れや過ちがないかの検証
- ・会計伝票およびデータの仕訳処理および消費税の処理に関し、消費税法等各種法令に対し適正な処理が行われているかの検証

②年 4 回行う業務（4 月、7 月、10 月、2 月）

- ・小浜キャンパスにおける会計伝票が、企業会計原則、地方独立行政法人会計基準、県立大学会計規程等に照らして、洩れや過ちがないかの検証
- ・小浜キャンパスにおける会計伝票および消費税の処理に関し、消費税法等各種法令に対し適正な処理が行われているかの検証

③随時行う業務

- ・会計処理および税務処理における電話等による相談

④年 1 回行う業務

- ・消費税中間申告書の作成
- ・電子申告による代理送信

なお、本学は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に規定する適格請求書発行事業者であるため、適格請求書への対応に関する会計処理および税務処理についての指導ならびに確認を本業務において実施すること

(2) 決算業務および税務申告業務

- ①財務諸表等作成の指導（決算業務終了まで）
- ②税務申告書類作成および提出（法定申告期限まで）
- ③税務申告書の電子申告による代理送信